

米国の関税措置に関する日米協議： 日米間の合意（概要）

令和 7 年 7 月 25 日

内閣官房

米国の関税措置に関する総合対策本部事務局

(米国の関税措置の見直し)

- **相互関税** 追加関税25% (8月1日以降) → **15% (含：MFN税率) (注)**
(注) MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる。
- **自動車・自動車部品関税** 追加関税25% → **15% (含：MFN税率) (注)**
(注) 自動車の場合、MFN税率は2.5%。自動車の追加関税は半減。
- **半導体・医薬品関税** 仮に分野別関税が課される場合も **日本を他国に劣後する形で扱わない**

(経済安全保障面での協力)

- 日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な9つの分野等 (注) について、**日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを米国内に構築**していくため、緊密に連携。
(注) 半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI／量子等
- 日本は、その実現に向け、**政府系金融機関が最大5500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供**することを可能にする。出資の際における日米の利益の配分の割合は、双方が負担する貢献やリスクの度合いを踏まえ、1：9とする。

(貿易の拡大)

- 日本は、以下の事項に関連する対応をとる(**農産品を含め、日本側の関税引下げは含まれていない**)。
 - バイオエタノール、大豆、トウモロコシ及び肥料等を含む米国農産品、及び半導体、航空機等の米国製品の購入の拡大。
 - M A 米制度の枠内で、日本国内のコメの需給状況等も勘案しつつ、必要なコメの調達を確保。
 - LNG等米国産エネルギーの安定的及び長期的な購入。アラスカLNGプロジェクトに関する検討。

(非関税措置の見直し)

- 日本は、日本の交通環境においても安全な、米国メーカー製の乗用車を、追加試験なく輸入可能とする。
- 日本は、クリーンエネルギー自動車 (CEV) 導入促進補助金の運用に関して適切な見直しを行う。

（参考）石破総理大臣のぶら下がり会見（2025年7月23日）（抜粋）

- まさに、**関税より投資**。2月のホワイトハウスにおける首脳会談で私がトランプ大統領に提案して以来、一貫して米国に対し主張し、働きかけを強力に続けてきた結果であります。**守るべきものは守った上で、日米両国の国益に一致する形での合意**を目指してまいりました。今回、**トランプ大統領との間で、まさにそのような合意が実現**するということになったものと考えております。
- 今回の合意による、品目ごとの関税率につきましては、対米輸出品目がたくさんございますので、品目ごとの関税率については、**全国約1000カ所の特別相談窓口で、丁寧にお答えができるように速やかに措置**をいたします。そのような指示を出したところであります。**中小企業・小規模事業者の方々の資金繰り等への支援**につきましても、丁寧にご相談に応じてまいるという方針でございます。
- **緊密な日米関係は、日米両国のみならず、インド太平洋及び国際社会全体の安定と繁栄に不可欠**なものあります。**私とトランプ大統領との間で、今般の合意の実施**に努めるとともに、経済のみならず、**あらゆる分野での日米関係を更に発展させ、自由で開かれたインド太平洋の実現**に向けて、更に取り組んでまいります。

➤ 米国政府ファクトシート（米国時間7月23日）（抜粋）

長期的な経済パートナーシップの確立：

この合意は、米国と日本の強固で永続的な関係を反映し、両国の相互利益を促進する。

この合意は、経済安全保障及び国家安全保障、エネルギーの信頼性、そして相互貿易において連携することで、共通の繁栄、産業の強靱性、そして技術的リーダーシップの基盤を確立する。